

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1,000 円</u>
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>50%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求職受理時の事務費用 芸能家、家政婦(夫)、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキンに限ります。ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が一箇月間に 3 件を超える場合には、3 件分に相当する額を限度とします。	<u>710 円</u>
	手数料負担者は 求職者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

< 返戻金制度について >

弊社が紹介した採用決定者が、入社日から 3 ヶ月以内に入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、受領した手数料を下記の条件通り返還いたします。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職または、専ら求人者の都合により短期退職をすることとなった場合はこの限りではありません。

- (1) 採用された求職者の雇用期間が 1 ヶ月未満の場合 80%
- (2) 採用された求職者の雇用期間が 3 ヶ月未満の場合 50%

許可番号 37-ユ-300179

香川県高松市西宝町 3 丁目 6 番 2 2 号 2F

事業所の名称及び所在地

一般社団法人 A・A・I